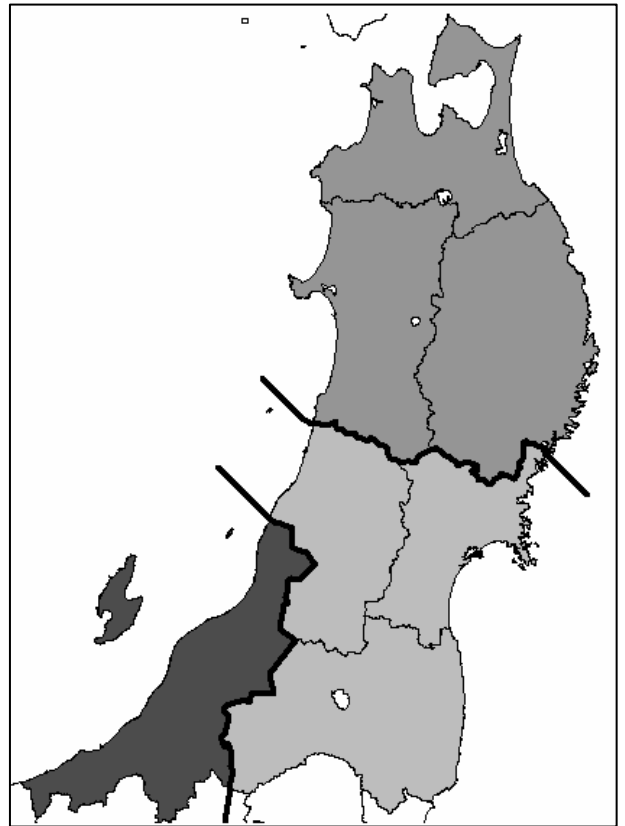


広域地方計画区域に係る論点について

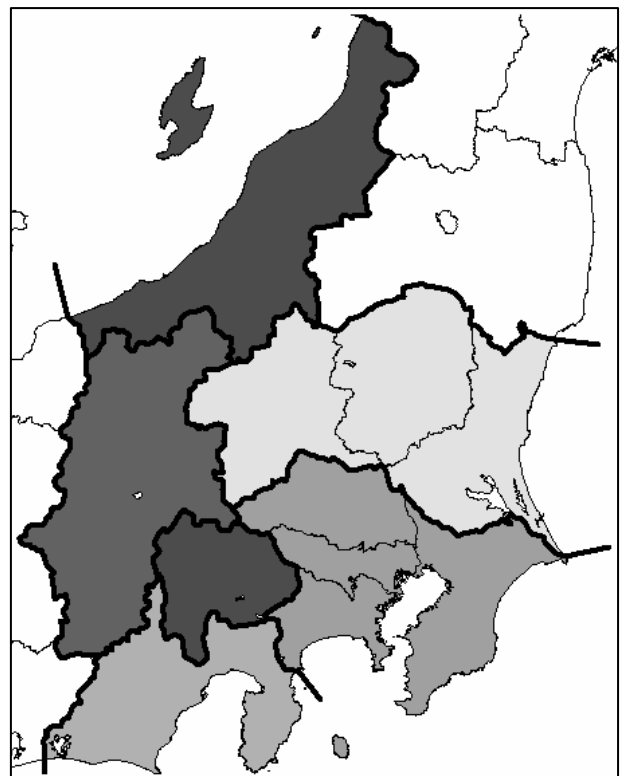
I. 東北地方関係

- ①東北地方全体としての広域連携の取組がある一方で、北東北や南東北のそれぞれにおいて広域連携の取組もあることから、南北に分けるか否か。
- ②新潟県については、これまで東北開発促進計画の区域であり、また経済連合会、知事会においても東北地方に含まれている一方で、自然や経済・社会データ、地方支分部局の管轄区域からみると首都圏や北陸地方とのつながりもあることから、どのように考えるか。



II. 首都圏及びその周辺関係

- ①社会・経済データからみた結びつき、地方支分部局の管轄区域からみて、首都圏の範囲をどのように考えるか。
 (具体的には新潟県、山梨県、長野県、静岡県を首都圏に含めるか否か。)
- ②山梨県を含めた8都県は首都圏整備計画の区域である一方で、南関東4都県での広域連携の取組もあることから、南関東と周辺県を分けるか否か。
- ③南関東と周辺県を分けるとした場合、周辺県をどのような区域に設定するか。

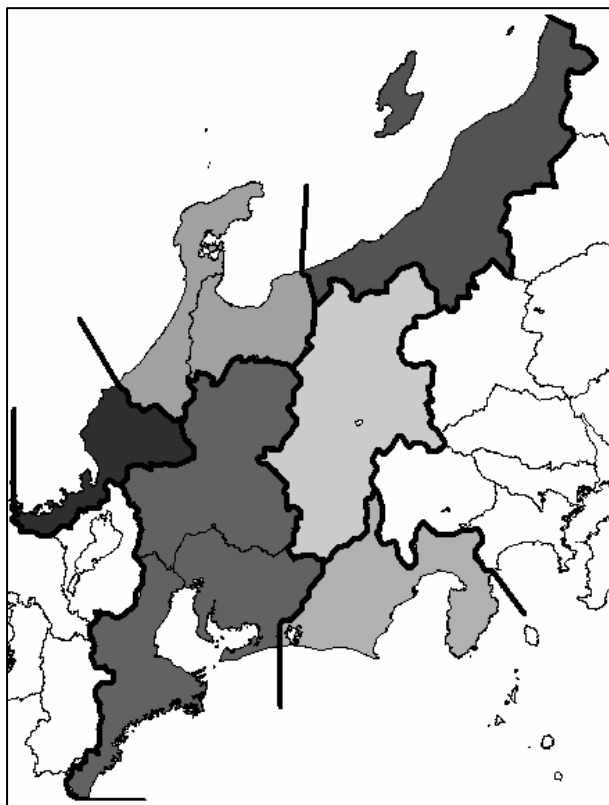


※国土形成計画法第9条第1項第1号

首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域）

Ⅲ. 中部圏～北陸地方関係

- ① 太平洋側から日本海側までを1つの区域とするか、それとも、北陸地方における独自の広域連携の取組を踏まえて、北陸地方と愛知県を中心とする区域（ここでは仮に東海地方と呼ぶ。）とを分けるか否か。
- ② 北陸地方にあっては、自然条件や社会・経済データからみた結びつき、地方支分部局の管轄区域からみて、新潟県、長野県、福井県を含めるか否か。
- ③ 東海地方にあっては、経済・社会データからみた結びつきや地方支分部局の管轄区域からみて、長野県や静岡県を含めるか否か。

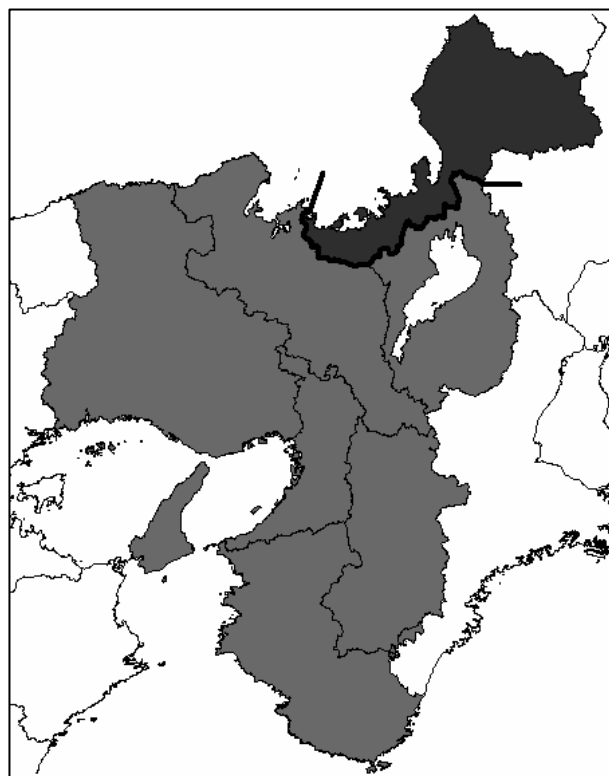


※国土形成計画法第9条第1項第3号

中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域）

Ⅳ. 近畿圏関係

- ① 2府4県については、経済・社会データからみた結びつきや地方支分部局の管轄区域、広域連携の取組などからみて1つの区域とすることが妥当ではないか。
- ② この2府4県に福井県を含めるか否か。
（福井県については、経済、社会データからみた結びつきや地方支分部局の管轄区域、広域連携の取組からみると、近畿圏とのつながりと、北陸地方や中部圏とのつながりの両方が見られる。）

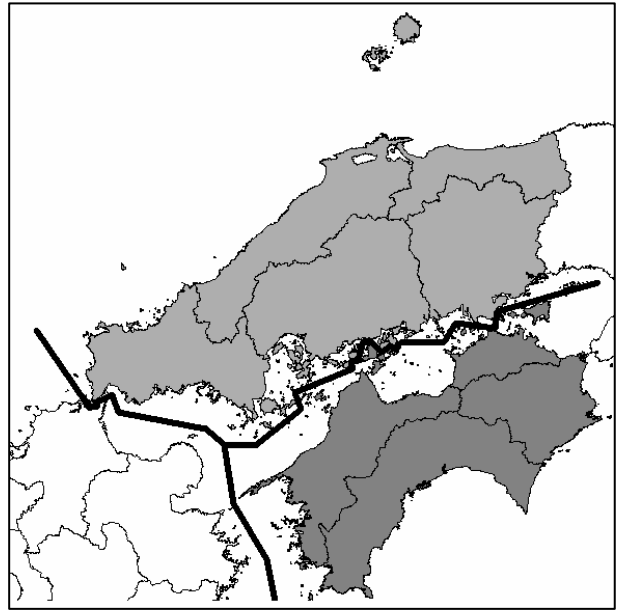


※国土形成計画法第9条第1項第2号

近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域）

V. 中国地方～四国地方関係

○中四国一体となった広域連携の取組や、瀬戸内海の利用と保全、地域の発展に向けた交通インフラの有効活用など共通の課題を持っていることから、中国地方と四国地方を一体とした圏域とするか。
それとも、それぞれ中国地方開発促進計画及び四国地方開発促進計画の区域としてこれまで計画が策定されてきたこと、経済・社会データからみた結びつきの強さ、多くの地方支分部局の管轄区域からみて、中国地方と四国地方を分けるべきか。



VI. 九州地方関係

○これまで九州地方開発促進計画の区域であり、また経済・社会データからみた結びつきや地方支分部局の管轄区域をみても九州が分かれている例は少なく、これまでのところ地方公共団体や経済団体から寄せられた意見では、九州を2以上に分けるものがないことから、九州地方は1つの区域とすることが妥当ではないか。

